

## 横田飛行場における PFOS 等を含む水の米側による処理について（要請）

横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会は、令和 6 年 8 月に発生した横田飛行場の消火訓練エリアからの PFOS 等を含む水の漏出事案に関し、国と米軍に対して、令和 7 年 2 月 21 日に、具体的な再発防止策や残存している水の処分時期などについて、早急に情報提供をすることなどを要請した。

これを受け、令和 7 年 4 月 16 日、北関東防衛局より、米側から、再発防止策及び貯水池にある残水の処理方法が示され、貯水池の残水は粒状活性炭フィルターを用いて浄化処理し、浄化後の水は雨水排水路へ放流される、などと説明を受けている、との情報提供があった。

PFOS 等については、多くの都民が、健康への影響などについて不安を抱いており、早急に払しょくする必要がある。そのため、貴職においては、このような状況を十分認識し、下記のとおり対応するよう要請する。

### 記

- 1 今回の再発防止策及び処理方法の詳細について、都、基地周辺自治体及び関係する自治体への情報提供などを速やかに行い、住民の不安の解消に取り組むよう、米軍に要請すること。
- 2 環境補足協定に基づく国、都及び基地周辺自治体の横田飛行場への立入り、国によるサンプル採取について、米側と速やかに調整すること。
- 3 浄化処理後の水は、放流前に PFOS 等の濃度の低減を確認の上、放流するよう、米軍に要請すること。また、国においても濃度の低減を確認すること。
- 4 放流時には、国の責任において、放流先の河川等の PFOS 等の濃度を測定し、結果を速やかに公表すること。
- 5 処理装置の能力を確保するために維持管理を適切に行うとともに、使用済みの粒状活性炭フィルターについては適切に処分し、その処分方法についても情報提供するよう、米軍に要請すること。
- 6 貯水池を埋め立てる際には、埋立て前に泥の回収や貯水池の洗浄をするなど、適切に処置するよう、米軍に要請すること。

令和 7 年 4 月 17 日

防衛大臣 中谷 元 殿  
北関東防衛局長 森 浩久 殿

横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会

会 長	東京都知事	小 池	百合子
副会長	昭島市長	白 井	伸 介
	立川市長	酒 井	大 史
	福生市長	加 藤	育 男
	武蔵村山市長	山 崎	泰 大
	羽村市長	橋 本	弘 山
	瑞穂町長	杉 浦	裕 之

【情報提供内容】

横田飛行場における PFOS 等を含む水の米側による処理について

- 昨（令和6）年8月30日に発生した横田飛行場の消火訓練エリアからのPFOS及びPFOAを含む水の漏出事案に関し、米側から、再発防止策及び貯水池にある残水の処理方法が示されたのでお知らせいたします。
- 米側からは、
  - ・ 貯水池の残水はPFOS及びPFOAを除去する効果がある粒状活性炭フィルターを用いて浄化処理し、サンプル採取により同フィルターの効果を確認したうえで、浄化後の水は雨水排水路へ放流される
  - ・ 同フィルターの仕様は、2022年10月に厚木海軍飛行場の調整池のPFOS及びPFOAを含む水を処理したのと同じである。当時、同フィルターは、調整池の濃度910ng/LのPFOS及びPFOAを浄化後に平均4.7ng/Lの値にまで低減させており、その除去効率は99.5%であった
  - ・ 横田飛行場は、現在、消火訓練施設で同フィルターを稼働させるための最終段階に入っている
  - ・ 消火訓練施設を継続して使用するか、消火訓練を別の場所で行うかについては、最終決定されていない。最終決定されるまで、空になった貯水池は、今後貯水池内に水が溜まらないよう、暫定措置として土で埋め立てられる
  - ・ 梅雨の時期が近づく中、本件にスピード感を持って取り組んでいるとの説明を受けております。
- 防衛省としては、低減されたPFOS及びPFOAの濃度を確認するため、環境補足協定に基づき、地元自治体の皆様方と横田飛行場へ立入り、浄化処理後の水のサンプル採取を行うことを米側に要請する。浄化後のPFOS及びPFOAの濃度の合算値が50ng/L（暫定目標値。令和8年4月以降、水道水については基準値にする予定）を下回っていれば、当該放流は許容されるものと環境省の確認を得ております。